

『農地法第3条』の規定による許可申請書添付書類
【農地の所有権移転（売買・贈与）、権利の設定（賃貸借・使用貸借）】

【所有権移転】

1. 譲受人が平群町内に住所を有する場合 各1部

- ①農地法第3条の規定による許可申請書（書式第1号の1）
- ②誓約書及び営農計画書（書式第3号）
- ③付近見取図
- ④公図（地籍図）〔法務局発行〕
- ⑤登記事項証明書（全部事項証明書）〔法務局発行〕※登記事項要約書は不可
- ⑥譲受人の住民票（世帯全員）
- ⑦譲渡人の住民票（登記事項証明書と同一住所であること）
- ⑧その他農業委員会が必要と認めた書類
()

2. 譲受人が平群町外に住所を有する場合 各1部

- ①農地法第3条の規定による許可申請書（書式第1号の1）
- ②誓約書及び営農計画書（書式第3号）
- ③付近見取図
- ④公図（地籍図）〔法務局発行〕
- ⑤登記事項証明書（全部事項証明書）〔法務局発行〕※登記事項要約書は不可
- ⑥取得地までの時間と距離を明記したもの）1/5000～1/10000
- ⑦譲受人の住民票（世通作地図（住居地から帯全員）
- ⑧譲渡人の住民票（登記事項証明書と同一住所であること）
- ⑨譲受人の耕作証明（譲請人住居地の農業委員会で発行）
- ⑩法人の場合定款又は寄付行為
- ⑪その他農業委員会が必要と認めた書類
()

【権利の設定】

3. 賃貸借（小作契約）等権利の設定 各1部

- ①農地法第3条による許可申請書（書式第1号の1）
- ②誓約書及び営農計画書（書式第3号）
- ③賃貸借契約書のコピー（別途様式有）
- ④付近見取図
- ⑤公図（地籍図）〔法務局発行〕
- ⑥登記事項証明書（全部事項証明書）〔法務局発行〕※登記事項要約書は不可
- ⑦賃借人の住民票（世帯全員）
- ⑧賃貸人の住民票（登記事項証明書と同一住所であること）
- ⑨その他農業委員会が必要と認めた書類
()

4. 使用貸借権【親子間】の設定（経営移譲年金受給の場合） 各1部

- ①農地法第3条の規定による許可申請書（書式第1号の1）
- ②誓約書及び営農計画書（書式第3号）
- ③使用貸借契約書のコピー（別途様式有）
- ④付近見取図
- ⑤公図（地籍図）[法務局発行]
- ⑥登記事項証明書（全部事項証明書）[法務局発行] ※登記事項要約書は不可
- ⑦使用借人の住民票（世帯全員）
- ⑧使用貸人の住民票（登記事項証明書と同一住所であること）
- ⑨固定資産税評価証明書 ※農地（田・畑）の全部
- ⑩その他農業委員会が必要と認めた書類
()

【その他注意事項】

1. 申請人等の住所・氏名等は、該当者が自筆で署名・捺印をする。
2. 登記事項証明書に抵当権又は仮登記がある場合は、権利者の「承諾書」を添付する。
3. 代理人が申請等を行う場合は、委任状が必要です。尚、窓口対応に際し代理人の本人確認ができるものをご持参下さい。
4. 当該農地が小作地である場合は、「農地法第18条（解約）」の通知書を必ず届け出ること。
5. 相続未登記の場合は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのいずれかにより申請者が権利者であることを証する必要がある。
 - Ⅰ. 登記（相続）する場合は、「農地法第3条の3第1項の届出」を農業委員会へ行って下さい。（書式第3号の1）
 - Ⅱ. 申請者が相続人全員の場合は、「相続関係図、土地の名義人・相続人全員の戸籍謄本」
 - Ⅲ. 申請者が相続人の代表者の場合は、「相続関係図、土地の名義人・相続人全員の戸籍謄本、代表者以外の同意書」
 - Ⅳ. 申請者が相続人の一部である場合は、「相続関係図、土地の名義人・相続人全員の戸籍謄本、相続人全員の印鑑証明、遺産分割協議書（実印）」
6. 農業者年金に加入している方は、農業委員会にご相談ください。
7. 事務局でお渡しする書類以外は、申請者（2部必要な場合は一部写し可）でご用意ください。
8. 許可後は、速やかに規定の手続き（登記等）を完了してください。
9. 申請書の受付（書類不備等がない場合）は、原則毎月25日までとなっています。
（受付時に不備がある場合は、受付できませんので注意して下さい。）
※農業委員会の開催が規定日より早い場合は、事前に締め切ることがあります。
10. 農業委員会の開催は、原則毎月10日前後です。
11. 許可書の発行は、下記のとおりとなっております。
 - ① 町農業委員会「許可の場合」→ 委員会終了後約7日間 程度

【注意】

- 農業委員会に提出する前には、もう一度関係書類に不備がないかを必ず確認してください。
- 申請書又は届出書を提出される際には、**地元農業委員(住所地・所在地)**に内容説明をして、承認印を受けてください。(承認印がない場合は、書類の受付ができません)

【参考】

経営移讓年金受給申請手続きの関係書類（地元農協→役場窓口）

- ① 農業者年金経営移讓年金裁定請求書
- ② 農地法第3条の規定による許可申請書の写し
- ③ 農地法第3条（使用貸借）の許可書の写し
- ④ 使用貸借契約書の写し
- ⑤ 受給申請人の住民票（1部）
- ⑥ 農業者年金の写し
- ⑦ 養子縁組の場合は戸籍謄本（1部）
- ⑧ 経営移讓年金チェックカード